

法令 No.2 許可, 届出

第 53 回 (2008 年)

問 2 使用の許可に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。ただし、コバルト 60 の下限数量は 100 キロベクレルであり、かつ、その濃度は、文部科学大臣の定める濃度を超えるものとする。また、密封されたコバルト 60 が製造されたのは、平成 20 年 4 月 1 日とする。

- A 1 個当たりの数量が、100 メガベクレルの密封されたコバルト 60 を装備した密度計のみ 1 台を使用しようとする者は、文部科学大臣の許可を受けなければならない。
- B 1 個当たりの数量が、3.7 メガベクレルの密封されたコバルト 60 を装備した表示付認証機器のみ 10 台を使用しようとする者は、文部科学大臣の許可を受けなければならない。
- C 1 個当たりの数量が、10 メガベクレルの密封されたコバルト 60 を装備した照射装置のみ 10 台を使用しようとする者は、文部科学大臣の許可を受けなければならない。
- D 1 個当たりの数量が、3.7 メガベクレルの密封されたコバルト 60 を装備したレベル計を 10 台及び放射線発生装置を使用しようとする者は、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

1 ACD のみ 2 AB のみ 3 BC のみ ④ D のみ 5 ABCD すべて

問 3 許可又は届出の手続きに関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 下限数量を超える密封されていない放射性同位元素の詰替えをしようとする者は、工場又は事業所ごとに、文部科学大臣の許可を受けなければならない。
- B 放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物を業として廃棄しようとする者は、廃棄事業所ごとに、文部科学大臣の許可を受けなければならない。
- C 放射線発生装置のみを業として賃貸しようとする者は、賃貸事業所ごとに、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。
- D 表示付認証機器のみを使用しようとする者は、工場又は事業所ごとに、かつ、認証番号が同じ表示付認証機器ごとに、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。

1 ABC のみ ② AB のみ 3 AD のみ 4 CD のみ 5 BCD のみ

問 4 次のうち、放射性同位元素を業として販売しようとする者（表示付特定認証機器を業として販売する者を除く。）が、文部科学大臣に届け出なければならない事項として、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 販売所の所在地
- B 放射性同位元素の種類
- C 放射性同位元素の密封の有無及び数量
- D 貯蔵施設の位置、構造、設備及び貯蔵能力

1 ABC のみ ② AB のみ 3 AD のみ 4 CD のみ 5 BCD のみ

問 13 新たに許可使用者となった者のうち、放射線障害防止法上、施設検査の対象となるものの組合せは、次のうちどれか。

- A 密封されていない硫黄 35、鉄 55 について、それぞれ下限数量の 4 万倍の貯蔵能力の貯蔵施設を有する者
- B 密封されていないカルシウム 45 について、下限数量の 10 万倍の貯蔵能力の貯蔵施設を有する者
- C 4 テラベクレルの密封されたコバルト 60 を装備した照射装置 1 台、4 テラベクレルの密封されたイリジウム 192 を装備した照射装置 2 台を使用する者
- D 10 テラベクレルの密封されたセシウム 137 を装備した照射装置 1 台を使用する者

1 A と B 2 A と C 3 A と D 4 B と C ⑤ B と D